

女川町教育大綱

(女川町教育振興基本計画)



令和7年4月
女川町・女川町教育委員会

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により定めるものである。本町では、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」に代わるものとして位置付けている。

一目 次一

1	大綱策定の位置付け	P 2
2	大綱策定までの経緯	P 2
3	大綱の計画実施期間	P 2
4	本町の教育を取り巻く現状	P 2
5	本町の教育がめざす子供の姿	P 3～
6	施策の体系	P 5～
7	施策の基本方向	P 7～

基本方向 1 自立するための夢と志、確かな学力の育成

基本方向 2 豊かな人間性、健やかな体の育成

基本方向 3 一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

基本方向 4 信頼され魅力ある教育環境づくり

基本方向 5 学校、家庭、地域社会、行政が連携・協働して子供を育てる環境づくり

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

8	重点的取組	P 13～
---	-------	-------

重点的取組 1 自立のための「みやぎの志教育」の推進

重点的取組 2 子供の可能性を広げる確かな学力の育成

重点的取組 3 伝統・文化の尊重と国際理解教育を育む教育の推進

重点的取組 4 心豊かな人間性とたくましい心をもつ子供の育成

重点的取組 5 健やかな体づくりと体力・運動能力の向上

重点的取組 6 系統性のある防災・減災教育の推進

重点的取組 7 きめ細かな特別支援教育の推進

重点的取組 8 教職員の資質・能力の向上

重点的取組 9 安心して子供を育てることのできる環境づくりの推進

重点的取組 10 家庭・地域・学校の信頼関係づくりの推進

重点的取組 11 誰もが学ぶことができる環境の充実

重点的取組 12 充実したスポーツライフの推進

9	計画の推進に向けて	P 25
---	-----------	------

(1) 計画の進行管理

(2) 関係各課、地域・企業等との連携

(3) 情報の発信と収集

1 大綱策定の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本町の教育行政を推進するための指針となるものであり、女川町が目指す将来像と分野別の政策目標を示した「女川町総合計画2019」を踏まえ、町長と教育委員で構成する「女川町総合教育会議」において協議し、町長が定めるものであります。

2 大綱策定までの経緯

これまで女川町教育委員会では平成19年度に、11の基本方針を掲げ、10年間の計画実施期間を見据えた「女川町教育ビジョン」を策定し、学校教育、生涯学習や生涯スポーツの振興に取り組んできましたが、教育基本法の改正を踏まえ、教育基本法第17条第2項に基づき、「教育ビジョン」を一歩進めた、本町が目指す教育の姿と施策の展開の方向性を示すため、平成23年3月に「女川町教育振興基本計画」を策定しました。

策定直後の平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本町は壊滅的な被害を受け、死者、行方不明者は827名に及びました。町内の小・中学校は高台にあり、多くの子供は無事でしたが、4名の尊い命が失われました。子供を取り巻く生活環境等は激変し、避難所や仮設住宅等での生活、他市町村への避難などを余儀なくされました。

このような状況を踏まえ、「女川町教育振興基本計画」の一部見直しを行いまして、平成23年10月に改訂版を策定しました。

その後、平成27年4月1日付けで施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、「女川町総合教育会議」において、若干の改訂を行い、平成27年9月に、同法第1条の3第1項に規定する「大綱」に代わるものとして位置づけられ、以後、計画実施期間毎に改訂を行ってきました。

なお、本町では、大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により定めるものであるとともに、教育基本法第17条第2項に規定する「教育振興基本計画」に代わるものとして位置付けており、名称を女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）としています。

3 大綱の計画実施期間

大綱の計画実施期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としますが、今後の社会情勢等の動向を踏まえ、適宜改訂します。

4 本町の教育を取り巻く現状

本町は、「よりもどそう 笑顔あふれる女川町」のスローガンの下に、平成23年9月に、8年間の目標期間で策定しました「女川町復興計画」が終了し、女川町が目指す将来像～「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐ町へのスローガンを掲げた「女川町総合計画2019」が策定され、新たなステージに入りました。

震災後は、小学校3校が一つの小学校で、中学校2校が一つの中学校での学校生活を送ることが余儀なくされましたが、女川の教育を考える会等で協議を行い、平成24年

度に小学校1校、中学校1校に再編し、令和2年8月からは新校舎において、施設一体型小中一貫教育学校としてスタートしています。

現在、施設一体型小中一貫教育学校の特長を生かし、「社会を生き抜く力」、「どの子も安全・安心」、「地域に開かれた、おらほの町の自慢の学校」を視点に掲げ、9年間を見通した小中一貫教育の更なる推進に取り組んでいます。

なお、新校舎の建設費用には中東カタール国からの多大な支援を頂いております。

生涯学習、生涯スポーツについては、文化の薰りを醸成し、町民一人ひとりが健康で躍動感に溢れた魅力あるまちづくりを目指し、各種事業を展開しています。

社会教育施設やスポーツ関係施設を活用し、「だれでも、いつでも、どこでも」気軽にスポーツを楽しみ、さらに各種大会等の開催が行われることで、身近にスポーツを感じ、町民の体力づくりやスポーツを通じた更なるまちのにぎわいづくりに取り組んでいく必要があります。

5 本町の教育がめざす子供の姿

グローバル化の進展や人工知能（A I）の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、子供が未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の育成、「生きる力 学びの、その先へ」の実現のために必要な「生きる力」を育むという理念、さらにSDGs（持続可能な開発目標）を意識しながらウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること）を推進していくことが教育現場には求められています。

教育現場のみならず本町においても新たな時代の変化に向けて、サステナビリティ（持続的に発展させることを目指す考え方）を当然の行動原理として取り組んでいくことが求められます。

女川町が策定した「女川町総合計画2019」において、教育・文化・スポーツ分野の政策目標には「町民全体が生涯にわたって学び合い、心豊かに、生きる力を育むまち」と記されています。

この政策目標を踏まえ、施策方針である「女川の子供を女川のみんなで育て、夢に向かい成長していくける教育環境をつくります」を再確認し、「志をもって、未来を切り拓いていく子供」の育成に努めています。

生涯学習、生涯スポーツの振興においても、「世代を超えて生涯にわたり学び合い、充実した人生を描けるよう支援します」の施策方針の基、健康で心豊かな生活を送ることを目指し、各種事業を積極的に展開していきます。



めざす子供の姿

志をもって、未来を切り拓いていく子供

本町の教育理念

社会の変化に柔軟に対応し、
志をもって、未来を切り拓いていく力をもった
子供を育てる

四つの基本目標

知・徳・体の調和
がとれ、夢と志を
もち、その実現に
向けて努力する
子供を育ててい
きます。

女川を愛し、伝統
と文化、規範を尊
重し、明日の社会
を支える子供を
育てていきます。

学校・家庭・地域
社会の教育力を
高め、連携し、社
会全体で子供を
育てていきます。

生涯にわたって
学び続け、高め合
うことができる
地域社会をつく
っていきます。

社会を生き抜いて
いくために、知・
徳・体のバランスを
基盤とした「生きる
力」を身に付けると
ともに、夢と志をも
ち、その実現に向
けて努力し、行動でき
る子供を育ててい
きます。

自然豊かな「海と魚
の町」女川を愛し、
歴史が培ってきた伝
統や文化、社会の規
範、公共の精神を尊
重するとともに、思
いやりや助け合う気
持ちをもち、明日の
社会を支える子供を
育てていきます。

よい教育のためには、学校だけでなく、
家庭・地域社会が、
教育活動を支え、豊
かな環境をつくるこ
とが重要です。相互
の連携・協力の推進
を図り、社会総ぐる
みで子供を育てる環
境をつくっていきま
す。

生涯を通じて健康で
生きがいのある生活
を送るために、多様
な学習や活動の機会
が必要です。生涯に
わたって学び続け、
スポーツに親しみ、
高め合うことができる
地域社会をつくっ
ていきます。

6 施策の体系

女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）全体体系

女川町総合計画2019



重 点 的 取 組

主 な 取 組

<p>① 自立のための「みやぎの志教育」の推進</p> <p>② 子供の可能性を広げる確かな学力の育成</p> <p>③ 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進</p> <p>④ 心豊かな人間性とたくましい心をもつ子供の育成</p> <p>⑤ 健やかな体づくりと体力・運動能力の向上</p> <p>⑥ 系統性のある防災・減災教育の推進</p> <p>⑦ きめ細かな特別支援教育の推進</p> <p>⑧ 教員の資質・能力の向上</p> <p>⑨ 安心して子供を育てることうのできる環境づくりの推進</p> <p>⑩ 学校・家庭・地域社会の信頼関係づくりの推進</p> <p>⑪ 誰もが学ぶことができる環境の充実</p> <p>⑫ 充実したスポーツライフの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学びの土台となる「挨拶・清掃・後始末」ができる子供の育成 ○ 「女川生活実学」等による自己肯定感を高める取組 ○ 主体的・対話的で深い学びの充実と研修会の充実 ○ AI型学習教材の活用促進 ○ 家庭学習の習慣を身に付けさせる取組の推進 ○ 郷土の教育資源を活用した学習の推進 ○ 国際的視野を深める取組の推進 ○ 非認知能力を育む教育の推進 ○ 読書習慣の確立 ○ 道徳教育、人権教育の充実 ○ 運動能力向上への取組 ○ 健やかな体づくりの意識啓発 ○ 健康的な生活習慣と望ましい食習慣の定着 ○ 9年間の系統性を考慮した防災・減災教育の実践 ○ 地域社会と連携を図った安全への取組 ○ 原子力防災安全教育の推進 ○ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進 ○ 自立と社会参加の推進及び各種団体との連携 ○ 校内研修の充実による資質の向上 ○ 外部との連携による教科指導力の向上 ○ 小・中連携による授業改善の推進 ○ 「架け橋プログラム」を活用した、保育所・認定こども園・小学校の円滑な接続 ○ 小学校と認定こども園等との連携強化 ○ 学校と地域社会の連携・協働体制の推進 ○ 地域における家庭教育支援の充実 ○ 情報を正しく判断し活用する能力の育成 ○ 多様な学びによる生きがいづくりの推進 ○ 読書活動の推進 ○ 体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり ○ 総合型地域スポーツクラブを通じた生涯スポーツの日常化 ○ 大会、合宿誘致等によるスポーツの機運醸成

7 施策の基本方向

基本方向1 自立するための夢と志、確かな学力の育成

「みやぎの志教育」は、「小・中・高等学校等の全時期を通じて、人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく教育」です。

女川町民憲章にあるように、子供が、将来自立し、健康で働き、明るい、豊かな町をつくっていくためには、欠かせない教育です。

夢と志を実現するためには、子供に基礎的・基本的な知識・技能のさらなる定着を図っていくとともに、学んだことを基に、主体的に考え、判断し、課題を解決する力の育成が必要です。町を挙げて子供の学力向上に取り組んでいきます。

(1) 自立のための「みやぎの志教育」の推進 重点的取組①

子供が、将来、社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育て、主体的に学ぶ意欲を高める取組を推進してまいります。そのために、女川町や近隣の地域、企業等と連携しながら、小学校から中学校までの系統的な教育活動を通じ、常に社会の中における人間の生き方を考えながら学びに向かうよう促す教育を推進するとともに、生きていく上で必要な知識・技能を発達の段階に応じて身に付ける「女川生活実学」を実践していきます。

(2) 子供の可能性を広げる確かな学力の育成 重点的取組②

読み・書き・計算をはじめとした基礎的な知識・技能をしっかりと教え、身に付けさせる学習を行っていくことが必要です。学校では、毎日の学習が確実に身に付いていると実感できるように努めるとともに、全児童生徒に毎年度標準学力調査（2回）を実施し、到達状況を把握・分析することにより、確かな学力の育成に努力していきます。

また、家庭・地域と連携し、基本的生活習慣や学習習慣の定着に取り組んでいきます。

(3) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 重点的取組③

我が国固有の伝統・文化や郷土の教育資源を活用した学習等を通じて、自国や郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進していきます。

他国の文化、生活習慣等を理解し互いを尊重して共に生きていくための能力や態度を育成するため、教員研修の充実、外国語指導助手の適切な配置等により、外国人との交流活動や国際的視野を深める体験活動等の充実を図っていきます。

(4) 9年間を見通した小中一貫教育の推進

義務教育期間9年間のスパンを最大限に生かした系統的・継続的な教育活動を展開していく小中一貫教育「女川プラン」を踏まえた小中一貫教育を推進し、本町の目指す子供の姿「志をもって 未来を切り拓いていく子供」の具現化を図っていきます。

基本方向2 豊かな人間性、健やかな体の育成

本町の子供に、以下のような「豊かな人間性」を身に付けさせていきます。

- 美しいものや自然に感動する心など柔らかい感性
- 生命を大切にし、多様な価値観を理解し尊重する心
- 正義感や公正さを重んじ、弱いものをいじめない心
- 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 協調性、忍耐力、自制心

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るため、基礎的な体力・運動能力の向上を図り、健康的な生活習慣の定着に向けて地域とも連携強化に努めていきます。

さらに、地震や津波など自然災害等の危機を乗り切る知識や能力についても養っていきます。

(1) 心豊かな人間性とたくましい心をもつ子供の育成 重点的取組④

子供の非認知能力を高め、人間性を豊かにするため様々な体験活動、文化活動、読書活動等を推進し、規範意識等の醸成やモラルの高揚を図っていきます。生徒指導面はもちろん、道徳教育においても子供の内面に根ざした心の教育を充実していきます。

(2) 健やかな体づくりと体力・運動能力の向上 重点的取組⑤

子供が発達段階に応じて楽しく運動できるよう、教科体育を含め様々な活動において取り組んでいきます。

また、子供の運動習慣の確立に向けて、日常生活においても体を動かす機会が増えるよう、生涯スポーツとも連携しながら取組を進めていきます。

運動部活動等では、的確な指導力を有する人材を活用するなど、専門的な機関や地域と連携していきます。

(3) 系統性のある防災・減災教育の推進 重点的取組⑥

地震・津波等の自然災害への正しい知識や防災対応能力を習得するため、引き続き 地域と連携し、各種訓練等をはじめとする学校教育活動全体を通した「防災・減災教育」に取り組んでいきます。

また、原子力発電所が立地する町として、子供の発達段階に応じた原子力に関する正しい知識の習得や防災安全教育に取り組んでいきます。



基本方向3 一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

宮城県では、平成27年2月に、宮城県特別支援教育将来構想を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する」という基本方針を示しました。その実現に向け「自立と社会参加」「学校づくり」「地域づくり」の3つの目標を掲げ、重点的に取り組むこととしています。

本町においても、特別支援学級在籍の子供への支援のみならず、通常の学級に在籍している発達障害等の気になる子供への支援のための校内体制づくりの強化や教職員の研修会等の充実を図り、宮城県の施策と連携しながら、特別支援教育を推進していきます。

（1）きめ細かな特別支援教育の推進重点的取組⑦

宮城県の方針において特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものと定めています。

本町においても、学校及び関係機関の連携を通して、発達障害等の早期発見・療育の支援体制の構築や教員対象研修会の開催、教育講演会等の啓発活動を行い、本町の特別支援教育を総合的に推進していきます。

（2）社会性を高めるための体験活動の創出

将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実のために、宮城県の掲げる学校づくりを目指し、障害のある子供の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備を推進していきます。

多様な教育的ニーズに応じた学びの場として、学び支援学級、ことばの教室などの通級教室の充実を図ります。特別な支援を必要とする子供の増加に伴い、特別支援教育の校内体制整備、教員の専門性、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成と活用を図っていきます。

社会性を高めるために、子供の学びの場を学校内に留めることなく、地域人材、施設の有効活用と交流の場の創出、地域内外でのイベントや大会等にも積極的に参加させる機会を持ち、異世代との交流、自己有用感の育成に努めます。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

信頼され魅力ある教育環境づくりに向け、人的な面を含めたソフト面と施設設備等のハード面の両面から取り組んでいきます。

まず、ソフト面では、教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、教員の指導力及び資質、モラルの向上を図っていきます。

また、保護者、地域住民等の信頼を得ながら、家庭や地域社会と連携を進めるため、教育成果の評価等を公開し、開かれた学校づくりを推進していきます。

ハード面では、施設の充実や通学路の安全確保、学校の適正規模への取組、情報化に対応した教育の充実などに取り組んでいきます。

(1) 教員の資質・能力の向上 **重点的取組⑧**

学校教育において最も重要な役割を担うのは教員です。「女川の子供は、女川の教師が育てる」を合い言葉に、教員の授業力、指導力の向上に取り組んでいきます。講師等も含めた初任者層を対象にした研修会の実施、小中学校の枠を超えた学校間での授業研究の実施や校内研究などへの取組により、何事にも積極的に取り組み、若い教員を育て上げようという風土、高いモラルの醸成を図っていきます。

また、外部講師を招いての礼法指導にも力を入れていきます。

(2) 開かれた学校づくり

学校が保護者や地域住民の要望や期待にきめ細かく対応し、教育水準の向上を図るために、今後も、自己評価及び学校関係者評価を実施し、結果を保護者等に知らせていきます。また、学校の地域連携室の積極的な活用を含め、地域に根ざした特色のある教育活動を推進することができるような体制づくりを進めていきます。

(3) 安心・安全で質の高い教育環境の整備

子供が安全で良好な環境の中で学ぶことができ、地域住民も多様な学びの活動に取り組むことができるよう、教育環境を一層充実させていきます。また、通学路等の巡回や安全点検等を適宜実施することにより、子供の安心・安全の確保を図っていきます。

子供の様々な悩みや不安を解消するために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図り、積極的な支援に努めます。いじめや不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応が図れるよう、教職員が一丸となって支援・指導に取り組んでいきます。

(4) 情報化に対応した教育の充実

G I G Aスクール構想のもと、1人1台端末と、通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする子供を含め、誰一人取り残すことなく、一人ひとりの資質・能力が確実に育成できる教育 I C T 環境を実現していきます。これまでの教育実践と I C T のベストミックスを図ることにより、子供の力を最大限に引き出します。

基本方向 5 学校、家庭、地域、行政が連携・協働して子供を育てる環境づくり

本町では、いち早く協働教育に取り組み、平成23年度からは、子供の学ぶ力と自立する力の育成を目指して、「協働教育プラットフォーム事業」に取り組んできました。学校、家庭、地域、行政がそれぞれの役割の重要さを認識し、互いの連携・協働による信頼関係を構築しながら、子供の成長を支えていく仕組みをより一層充実させ、地域社会全体の教育力の向上を目指していきます。

本町の関係団体が目標の共有化を図り、強い絆のもと学校を拠点として地域社会で子育て・教育に取り組むとともに、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供の学びや成長を支えていけるネットワークの形成に努めていきます。

(1) 安心して子供を育てるこことのできる環境づくりの推進 **重点的取組⑨**

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、小学校入学までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

また、幼児教育施設で育まれてきた資質や能力を、小学校教育を通じてさらに伸ばしていくためには、保小の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図るとともに、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図る必要があります。そこで、5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、当該時期の教育の重要性について、保小の教職員はもとより、家庭や地域をはじめ、子供に関わるすべての関係者と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 学校・家庭・地域社会の信頼関係づくりの推進 **重点的取組⑩**

学校と家庭、産業界を含めた地域社会が一体となった協働的な関係を構築し、学校教育支援、家庭教育支援、地域活動支援及び放課後の居場所づくりを柱とした「協働教育プラットフォーム事業」を通じて「地域学校協働活動」を推進していきます。また、情報化の進展に伴い、「1人1台端末」が当たり前になった今、インターネット上の有害情報などが子供に悪影響を及ぼす等の危険が増大していることを踏まえ、学校・家庭・関係機関等の連携強化を図り、子供が情報を正しく活用する力を育成していきます。

(3) 家庭の教育力を支える環境づくりの推進

家庭は、子供の健やかな成長の基盤であり、家庭教育は、家庭の責任と自主性の下、子供の基礎的な資質・能力を養い、人格の形成を図るものです。

しかし、少子化や核家族化、地縁的なつながりの希薄化などにより、親が身近な人から育児等について学んだり、子育ての悩みを相談したりする機会が減少し、親が家庭教育の担い手としての役割を十分に果たしていないケースも見られます。

このため、地域全体で全ての親の「学び」と「育ち」を支える環境づくりが必要です。子育てに関する情報や学びの場の提供、支援者の育成及び支援体制等のより一層の充実を図っていきます。また、関係機関や学校・保育所等と連携を図りながら、地域全体で家庭教育と子育てを支える環境づくりを進めていきます。

基本方向 6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

町民だれもが、生涯を通じて豊かで活力のある生活を送ることができるよう、どのような環境であっても学ぶことができる学習機会の提供に努め、その成果を様々な形で学習活動に生かすことができる環境づくりを進めます。

また、町民が伝統文化や郷土の文化財、自然を誇りとするよう、伝統文化や文化財の保存、継承を図り、文化芸術に親しむ機会の提供に努めます。

さらに、あらゆるライフステージにおいて誰もがスポーツに親しみ、「する」「みる」「ささえる」ことを通じて楽しさや喜びを得ることができるスポーツの価値を享受しながら、健康で充実したスポーツライフを送り、「誰一人取り残さない」地域社会の実現を目指していきます。

(1) 誰もが学ぶことができる環境の充実 **重点的取組⑪**

町民が多様な学習の実践や活動への参画を通して互いに学び、それを地域に還元していくことで地区のコミュニティの活性化につなげていきます。

また、自発的な学習や交流、体験活動を行えるよう支援していきます。

(2) 充実したスポーツライフの推進 **重点的取組⑫**

充実したスポーツライフの実現には、日常的にスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができる環境づくりが重要となります。

そのために、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体等との連携を強化し、だれでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めています。

また、スポーツをするだけではなく、観て楽しむことができる環境を整備し、スポーツに興味・関心を持てるような取組も推進していきます。

(3) 心豊かな生活を向上させる文化・芸術の充実

大切に守り受け継がれてきた、固有の伝統文化や郷土の文化財を良好な形で保存し、学習などを通じて郷土の歴史への関心を高め、後世に引き継ぐとともに、伝統文化を伝承していくことを推進し、郷土への誇りや愛着を育みます。さらに、伝承保存会等の活動を支援し、伝統文化による地域づくりを目指します。

また、優れた文化芸術に親しむ機会を提供するとともに文化芸術に関する体験学習の機会や発表、交流の場を充実させることにより、文化芸術の振興に努めます。



8 重点的取組

重点的取組1 自立のための「みやぎの志教育」の推進

人や社会と関わる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えながら、夢と志をもち、よりよい生き方を主体的に求めていく子供を育んでいきます。

「人とかかわる」「よりよい生き方をもとめる」「社会での役割をはたす」をキーワードに、志教育年間指導計画を活用し、計画的・組織的に実践を重ねていきます。

また、「女川町協働教育プラットフォーム事業」を核として、町内の各種団体と連携しながら、小学校高学年からの職場体験活動やインターンシップ、講演会、ボランティア体験等を実施し、「女川町に根ざした志教育」を推進していきます。

＜主な取組＞

○学びの土台となる「挨拶・清掃・後始末」ができる子供の育成

「女川っ子仕草」（※）の定着を推進し、教職員と子供があらゆる教育活動において、常に「女川っ子仕草」を意識して取り組むことで、学びの土台を確かなものにしていきます。

施設一体型の小中一貫教育学校の特性を生かし、中学生が模範となる行動を小学生に対して示していくよう働きかけていきます。特に、「挨拶・清掃・後始末」に重きを置き、集団や社会の中で果たすべき自己の役割について考えさせていきます。

※あいさつ仕草、ありがとう仕草、チャレンジ仕草、さわやか仕草、協力仕草、
自然いたわり仕草、自立（自律）仕草、伝統仕草、まごころ仕草、みがき仕草

○「女川生活実学」等による自己肯定感を高める取組

生活実学とは、単に知識を得るために学習をするのではなく、学んだ知識を生活の中で実践していくことを指しています。「協働教育プラットフォーム事業」を中心として、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、家庭や地域の教育力の向上を図っていきます。また、地域全体で子供を育てる体制の整備を図ることで、生涯学習に向けた多様な学び場やレクリエーションの場づくりを、社会教育施設や集会所をはじめ地域全体で推進していきます。

「潮活動」「女川商売塾」「キャリアセミナー」等の活動において、地域や講師の方と関わり合いながら、自分の目標や課題意識を持ち、学習活動に取り組む力を育んでいきます。これらの活動を通して、「目標を持って最後までやり遂げた」「途中で諦めずに努力を続けることができた」など、子供の自己肯定感を高めていきます。

重点的取組2 子供の可能性を広げる確かな学力の育成

生きる力の知の側面である確かな学力を子供に身に付けさせるには、小・中学校教職員の資質向上が第一と考え、校内及び校種・教科の枠を超えた授業研究会の充実を一層推進していきます。

保護者との共通認識のもと、家庭での「決まった時間に・決まった場所で・目標及び計画に従った学習」を行う態度の形成を図っていきます。

学力の保障をするため、各種団体と連携した様々な教育施策を展開していきます。

＜主な取組＞

○主体的・対話的で深い学びの充実と研修会の充実

主体的・対話的で深い学びの充実に向けて、「協働的な学び」を授業の中に意識的に取り入れていきます。探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士、子供と教員等が協働しながら、学習を進めていきます。自分以外の他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成していきます。集団の中で個人が埋没してしまうことのないよう、一人ひとりのよい点や可能性を生かし、異なる考え方を組み合わせながら、よりよい学びを生み出していくます。

○A I型学習教材の活用促進

個別最適な学びを実現するために、A I型学習教材の活用促進を図っていきます。授業の導入や終末、家庭学習などで意識的に活用することで、基礎・基本の確実な定着を目指します。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に、A I型学習教材が効果を上げているのか確認しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていきます。

○家庭学習の習慣を身に付けさせる取組の推進

起床時間、学習を始める時間、就寝時間を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、A I型学習教材を効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けていきます。また、家庭学習の習慣化を図るため、低学年から学習の仕方を指導するとともに、学校全体で発達段階に応じた適切な課題を提示していきます。具体的には、基礎・基本の定着に加えて、学ぶ楽しさも実感できるように、授業の内容と関連付けた宿題を工夫していきます。発達段階が上がるにつれて、全員同じものから、個別や自由選択の課題、興味・関心に応じた自主学習へと移行し、学習意欲も喚起するようにしていきます。

重点的取組3 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

郷土の歴史への関心を高め、理解を深める教育を推進するとともに、伝統・文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛する心を養っていきます。また、郷土の財産である文化財を後世に保存・継承しながら、地域活性化に向けて活用を図っていきます。学校と地域や産業界などが連携・協働し、郷土への愛着を持ちながら国際的に活躍する人材や、地域の持続的な発展を支える職業人の育成など、女川の将来を担う人材づくりを進めていきます。

＜主な取組＞

○郷土の教育資源を活用した学習の推進

郷土の教育資源を活用し、ふるさとの自然（鳴り砂）、歴史（戦争遺構）、伝統（江島法印神楽）、文化（潮騒太鼓・文化財・食文化）等に直接触れることにより、郷土への愛着を育むとともに、郷土の歴史等に関心を持って学ぼうという意欲を高めていきます。

小学校においては、総合的な学習のテーマをもとに学習を進め、具体的な体験を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に疑問や課題を解決しようとする社会的実践力を身に付けさせていきます。また、中学校においては、「潮活動・潮タイム」の活動を大切にし、専門的な技能や知識を持った講師のサポートを得て、郷土の伝統や文化について理解を深めていきます。

○国際的視野を深める取組の推進

「外国語活動」「外国語」「国際交流活動」等の国際理解に資する教科等との関連を図りながら指導の充実に努め、多様な価値観を理解し互いに尊重し合う心を育成していきます。

小・中学校それぞれにALT（外国語指導助手）をフルタイムで配置し、小学校第1・2学年においても外国語に慣れ親しむ活動を行うなど、外国語教育、国際理解教育の充実に努めています。

また、カタール国との交流事業を通して、支援に対する感謝の気持ちを伝えるとともに、言語や文化、生活習慣等の違いを学び、交流を深める中で国際社会に貢献することができる人材の育成を図ります。



重点的取組4 心豊かな人間性とたくましい心をもつ子供の育成

震災を経験したまちとして、命の尊さや助け合うことの大切さを深く認識し、たくましい心と自立心を身に付けた子供を育成していきます。

他人への思いやりや多様な価値観の尊重など、社会性、人間の基本としての倫理観や正義感、自然や崇高なものに対する畏敬の念、社会貢献の精神など、子供の心豊かな人間性を培うために、子供に寄り添いながら、学校、家庭、地域との連携を図っていきます。

よりよく生きていくための道徳教育の充実、人権尊重の精神を基盤とした性差や多様性を認め、感性を育む教育の推進、読書習慣の確立等、充実した指導や支援に取り組んでいきます。

＜主な取組＞

○非認知能力を育む教育の推進

「挨拶・清掃・後始末」等の基本的な生活習慣の確立や様々な体験や活動を通して、物事を最後までやり抜く力、自己肯定感、協調性などの非認知能力を育み、理解や共感のもと、高める取組を行っていきます。

○読書習慣の確立

読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を充実したものにしていく上で、欠かすことができないものです。子供に読書の習慣が身に付くよう、学校の児童会や生徒会等での読書活動推進体制の活性化を図り、「家読（うちどく）運動」との連携・協働を通じて読書環境を整備充実し、積極的な読書意欲の増進を図っていきます。

○道徳教育、人権教育の充実

全教育活動を通して、命の尊さや自己肯定感、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感の育成を図ります。

人権教育においては、人権の意義や重要性の知識を身に付け、人権感覚を養っていきます。多様な価値観を認め、人権を知識として習得するだけでなく、大切にしていく心を育んでいきます。

また、学校、地域、家庭が一体となって、障害者、外国人、ジェンダーなど、様々な人権に関わる問題に子供の発達の段階に応じて取り組み、人権尊重の教育を進めていきます。

重点的取組5 健やかな体づくり、体力・運動能力の向上

運動やスポーツを通して、親しみ、楽しさや喜びを感じながら健康の増進や体力・運動能力の向上に取り組む子供の育成に努めています。また、バランスの取れた食事や適切な睡眠など、望ましい生活習慣を身に付ける子供の育成に努めています。

体育の授業や体育的行事を中心として、健やかな体づくりについての意識の啓発活動を行い、体力・運動能力の向上を目指します。また、「早寝 早起き 朝ごはん」運動を推進して、基本的生活習慣の確立を図るとともに、子供に望ましい食習慣が身に付くよう、町と連携しながら食育を推進していきます。

＜主な取組＞

○運動能力向上への取組

運動することの楽しさを学ばせるような体育科の授業と気力や体力を向上させる種目を取り入れた体育的行事を実践していきます。また、体力・運動能力テストでは、個人目標を設定させ、その達成につながるよう学校生活における活動を工夫・実践していきます。

運動部活動や体育的行事を通して、自主性や協調性、競争心や挑戦する力を養い、子供の運動能力の向上を図っていきます。

○健やかな体づくりの意識啓発

子供の体力・運動能力や日常の運動の実態を把握し、全国や宮城県の小・中学生の状況と比較したデータを子供や保護者へ周知していきます。このことで体力・運動能力についての関心を高めるとともに、運動や体づくりについての意識を高めています。また、体力・運動能力を高めるような運動の紹介や健康維持の重要性や外遊びの大切さ、スポーツの楽しさ等を知らせる広報活動を推進していきます。

さらに、日常生活においても運動を取り入れられるよう、家族での自然体験やスポーツ活動の実践に向けて支援していきます。

○健康的な生活習慣と望ましい食習慣の定着

子供の家庭における基本的な生活習慣の実態を把握し、「早寝、早起き、朝ごはん」運動や「女川体操」の推進等、健康増進に向けた健康的な生活習慣の定着に取り組んでいきます。

家庭科、体育科、学級活動等の授業を中心とした食育活動を推進していきます。児童生徒に望ましい食習慣を身に付けるため、学校栄養職員（栄養教諭）が、給食を活用した食に関する指導を積極的に行っていきます。また、町の健康福祉課とも連携して食育推進会議等の事業を通じて家庭への支援を推進していきます。

重点的取組 6 系統性のある防災・減災教育の推進

東日本大震災の教訓を後世に伝え、災害において被害が大きくならないよう、小中一貫教育学校という特性を生かし、9年間を見通した系統性のある防災・減災教育を実施していきます。各教科等の横断的な「防災・減災学習」を基盤とし、地域との連携も視野に入れた各種訓練や防災教室等も行い、学校教育活動全体を通した「防災・減災教育」に取り組みます。そのことを通して、子供に地震・津波等の自然災害への正しい知識や対策、防災対応能力を身に付けさせていきます。また、原子力発電所が立地する町として、子供の発達段階に応じた正しい知識の習得や原子力防災安全教育にも一層取り組んでいきます。

＜主な取組＞

○9年間の系統性を考慮した防災・減災教育の実践

東日本大震災の体験や教訓などを後世に伝え、今後津波などによる被害が大きくならないよう備えることが重要です。大震災からこれまで実施してきた防災・減災教育を、小・中学校の9年間を見通した系統的かつ横断的な防災・減災教育への見直しを図り実施することで、発達段階に応じた「危険予測能力」、「危険回避能力」、「危険対処能力」を身に付けさせていきます。

○地域社会と連携を図った安全への取組

子供に災害時の心構えや対処方法などを学ばせるため、学校と家庭や地域・行政などが連携した各種避難訓練や発達段階に応じた防災教室等を実施していきます。

さらに、専門家を招き、子供に地震・津波等の自然災害への正しい知識や防災対応能力を身に付けさせるための授業を行うなど、学校教育活動全体をとした「防災・減災教育」に一層取り組んでいきます。また、防災の観点から津波や災害に関する地域の言い伝えや土地の記憶などの歴史的資源を学ぶ機会を設けるなど、安心・安全な地域社会を支える学びの機会を広げていきます。

地震や津波が、登下校中や放課後などにも起こる事を想定し、津波の冠水地や災害時の避難場所等を明記した「女川町安全マップ」の作成を学習の中に組み込みます。家庭や地域でも自助・共助の重要性をはじめとした災害時の心構えや対処方法などを確認するとともに、下校時避難訓練を継続実施し、通常生活時においての危機意識を高めていきます。

○原子力防災安全教育の推進

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所は、一度重大な事故が起きると放射性物質による汚染が起きるということを改めて認識しました。

原子力発電所が立地する本町としては、子供の発達段階に応じて、その有用性と放射線の健康への影響などを含めた原子力に関する正しい知識を身に付けさせるために、エネルギー教育や原子力に関する教育を引き続き実施していきます。

また、原子力防災安全訓練により、万が一放射性物質による汚染が起きた時の対応能力についても身に付けさせていきます。

重点的取組7 きめ細かな特別支援教育の推進

本町では、特別支援学級の子供が学校の中心で活動することになるような学校づくりを目指し、県事業の特別支援教育総合推進事業や特別支援学級の支援団体である「つばくろ会」との連携を密にした特別支援学級担当者事業等の取組を通して、特別支援教育を総合的に推進してきました。更なる充実を図るために、宮城県立支援学校女川高等学園や宮城県立石巻支援学校との連携を強化するとともに、特別支援教育推進協議会並びに特別支援教育コーディネーター連絡協議会、町就学指導委員会等において、障害による学習上、生活上の課題克服のための適切な指導や支援の在り方を検討するとともに、関係職員の資質向上を図り、きめ細かな支援体制の構築を図っていきます。

＜主な取組＞

○障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進

町の特別支援教育コーディネーター連絡協議会（保健師、保育士、小中学校教諭等で構成）において、障害のある子供や気になる子供の情報交換や教育的ニーズを把握し、障害のある子供の理解促進と必要な支援体制を整備するよう努めています。また、2歳児歯科検診、3歳児検診において臨床心理士等に同席してもらうことにより、障害の早期発見、情報の共有化を図り、保育所等における早期療育につなげるようにしていきます。

さらに、特別支援学級担当者と特別支援学級の支援団体である「つばくろ会」との連携の下、各種事業を展開し、特別支援教育の啓発に努めています。

義務教育終了後は、宮城県立支援学校女川高等学園や宮城県立石巻支援学校等への進学や町内外の就労支援団体等との連携が図れるようにしていきます。

○自立と社会参加の推進及び各種団体との連携

特別支援教育に係る各種研修会や本町の特別支援教育推進協議会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会独自の研修会を開催したりして、教職員の指導力向上に努めます。さらに、各保育所や学校で、通常学級に在籍する発達障害の疑いのある子供に、よりきめ細かで適切な支援ができるよう配慮していきます。

特別支援学級在籍に在籍する子供との交流及び共同学習を通して、社会性を養うようにしていきます。また、特別支援学級後援団体など町内のリソースを活用して、大人との交流も十分図れるようにし、「みやぎの志教育」につなげることができるよう配慮していき、石巻市特別支援教育共同実習所への通所や、町内在住の宮城県立石巻支援学校の子供との地域交流学習を積極的に推進していきます。また、町内外のスポーツイベントや各種大会にも、子供の学習成果の発表の場と世代を超えた交流の場を広げていきます。

さらに、子供の活動の様子を町内外に発信することにより、特別支援教育の理解・啓発につなげていきます。

重点的取組8 教員の資質・能力の向上

「女川の子供は、女川の教師が育てる」の合い言葉の下、子供や地域から信頼され、魅力のある教育環境づくりと教育水準向上のため、教員の教科指導力の向上及び教員としての資質やモラルの向上に努めています。

そのために、「女川の教育を考える会」における各種取組や校内研究の推進と各校の校内研修の充実、学力向上パワーアップ事業に係る研修の充実、教職経験に応じた町内の教員研修の充実等、具体的で実践的な研修を推進していきます。

＜主な取組＞

○校内研修の充実による資質の向上

全国学力・学習状況調査や年2回の標準学力調査の結果を踏まえ、その課題解決のために、組織的な校内研修を推進することにより、授業改善を図っていきます。「子供の学びを支援する5つの提言※」を全教員が実践することで、子供たちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に身に付けさせていきます。また、分かる喜びや学ぶ楽しさが感じられる授業を目指した校内研究の取組を充実させます。特に、模擬授業や研究授業、事後検討会等の実践的な研修の場を多く設定して教員の授業力向上を図っていきます。さらに、教員としての資質やモラルの向上、学校課題に対応した実践的指導力の向上を目指して校内の日常的な研修を実践していきます。

- ※1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう。
 - 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう。
 - 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう。
 - 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう。

○外部との連携による教科指導力の向上

教員が学び続けるための体系的な研修を推進するために、年間を通じて外部講師による教職員研修会や県外教育視察（秋田県東成瀬村）、近隣の小・中学校への授業視察等を行い、教員の教科指導力の向上に取り組んでいきます。また、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るために、自ら学び自ら考える力を育成する指導法改善のための研修を充実させていきます。

○小・中連携による授業改善の推進

施設一体型小中一貫教育学校のよさを最大限に生かし、小中学校の教員が相互に授業を参観したり、小中教科指導部会を実施したりするなどの取組を通して、授業改善に努めています。また、小学校の授業において、中学校教員による「乗り入れ指導」を行い、専門性を生かした学習活動の充実を図っていきます。

重点的取組9 安心して子供を育てるこことできる環境づくりの推進

小学校入学までに、子供たちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

また、幼児教育施設で育まれてきた資質や能力を、小学校教育を通じてさらに伸ばしていくために、保育所・認定こども園・小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図るとともに、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図っていきます。そこで、5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、当該時期の教育の重要性について、保育所・認定こども園・小学校の教職員はもとより、家庭や地域をはじめ、子供に関わるすべての関係者と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して子育てができる環境づくりを目指します。

＜主な取組＞

○「架け橋プログラム」を活用した、保育所・認定こども園・小学校の円滑な接続

令和4年度に作成した「架け橋プログラム」は、幼児教育で実施しているアプローチカリキュラムと小学校入学直後に実施するスタートカリキュラムを組み合わせたものです。これは、小1プロブレム（学校生活に適応できず、精神的に不安定な状態が続くこと）の解消及び小学校入学前後の子供が安心して生活や学びに向かえるようにすることを目的としています。保育所、認定こども園、小学校が「架け橋プログラム」を活用し、指導内容や児童の姿等を追記、資料を追加していくことで、実践を通して本町の教育の実情に合ったものに改善していくとともに、関係機関でプログラムに関する検討会を実施し、安心して架け橋期のカリキュラムに取り組める基盤を作ります。

○小学校と認定こども園等との連携強化

架け橋プログラムのみでなく、保育所、認定こども園、小学校の課題や取組などに関する情報共有や、相互の保育参観や授業参観などを実施することを通して教職員が話し合う機会を作るなどし、連携を進めていくための支援を行います。

また、生活科等の教科や学校行事等、保育活動や教育課程に幼児等の交流活動を計画的に位置付け、子供同士の交流活動を通した教職員の交流を進めます。

保育所・認定こども園、小学校の教職員、家庭や地域と「架け橋期の教育」の重要性の共通理解を図り、子供の育ちを共有することを通して、保育所、認定こども園、小学校の取組への協力を促し、連携強化を目指します。

重点的取組 10 家庭・地域・学校の信頼関係づくりの推進

学校と家庭、産業界を含めた地域社会が一体となった協働的な関係を構築し、学校支援、家庭教育支援、地域支援及び放課後の居場所づくりを柱とした「協働教育プラットフォーム事業」を通じて「地域学校協働活動」を推進していきます。

また、情報化の進展に伴い、「一人一端末」が当たり前になった今、インターネット上の有害情報などが子供に悪影響を及ぼす等の危険が増大していることを踏まえ、学校・家庭・関係機関等の連携強化を図り、子供が情報を正しく活用する力を育成していきます。

＜主な取組＞

○学校と地域社会の連携・協働体制の推進

「学校支援」「家庭教育支援」「地域支援」「放課後の居場所づくり」を柱に、地域の高齢者や成人、学生、保護者、N P O、P T A、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、子供の豊かな学びにつなげていきます。

また、子供の成長に向けた目標を地域と学校が共有し、連携・協働しながら子供を地域で育てるために、地域学校協働活動についての情報を発信するとともに、協働教育を支える人材の育成や支援者の拡充を図ります。

○地域における家庭教育支援の充実

女川町子育て支援センターや保育所等の関係機関、家庭教育支援や子育て支援を行っている団体・サークル相互の連携を促進し、親同士の交流の場づくりや相談活動への支援を行うことで、安心して子育てができる住みよい環境を構築します。

さらに、宮城県の実施する研修会や子育てサポーター養成講座等を活用し、子育て支援・家庭教育支援に関わる人材の資質向上を図っていきます。

また、障害の有無によらず、多様な個性を持つすべての子供の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場を提供していきます。

○ 情報を正しく判断し活用する能力（情報リテラシー）の育成

周囲の大人がスマートフォンなどを使っていれば、未就学児でも自然とインターネットに触れる機会が多くなるため、学校だけでなく、家庭でも情報リテラシー教育を行うことが必要になります。学校では、教育課程に位置付けて発達段階に応じた教育を実践していきます。家庭では、機器の正しい使い方に始まり、家庭でのルール作りとその定着を図ります。子供が被害者や加害者にならないために学校・家庭で連携して情報リテラシー教育を行っていきます。

重点的取組11 誰もが学ぶことができる環境の充実

多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、行政と地域の教育・福祉機関、NPO、民間企業等が連携し町民誰もが求める学びを見つけ、生涯にわたり学び続けることができる活動に努めます。

また、学習の成果や習得した知識・技能を生かす機会の充実を図り、生涯学習活動やその成果が様々な形で生かされる環境づくりを進めます。

読書活動の推進については、子供が自主的な読書活動を通じて心豊かに生き抜く力を身に付けられるよう家庭、地域、保育所、認定こども園、小・中学校等と連携していきます。

＜主な取組＞

○多様な学びによる生きがいづくりの推進

生きがいや自身の豊かさを求めるための学びの場として、老壯大学の開講や生涯学習出前講座で健康づくりや趣味の教室等を開催します。

また、芸術や趣味の世界をとおして、心の栄養や安らぎを得られるよう、作品の展示や発表の場を設け、広く町民に周知し、町民文化祭等を開催します。

○読書活動の推進

「第三次女川町子ども読書活動推進計画」に基づき、女川町の子供が、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志をもち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けることを目指します。また、家庭、地域、保育所、認定こども園、小・中学校、図書室と連携しながら読書活動を推進していくとともに、育児教室等を利用して「ブックスタート」(赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を共有する運動)を実施し家庭での読み聞かせや読書活動を広げる場を整えます。さらに「子供司書養成講座」を開講し、子供が主体的に読書活動の推進に関わっていけるように促していきます。また、図書館資料の充実と整備及び読書ボランティアの活用等を図りながら読書環境の充実に努めています。



重点的取組12 充実したスポーツライフの推進

スポーツの価値を享受しながら、健康で充実したスポーツライフを推進するために、全ての世代に対応した体力づくり事業を展開していきます。

また、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体との連携を強化し、幅広い世代がいつでも気軽にスポーツを楽しみ、生涯にわたり日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりに努めています。

さらに、スポーツをするだけではなく、観て楽しむことでスポーツに興味・関心が高められるよう、スポーツ大会や合宿などを誘致し、スポーツ機運の醸成に取り組んでいきます。

＜主な取組＞

○体力づくり、スポーツに親しむ環境づくり

小学生を対象に、年間を通じて運動・スポーツが体験できる総合スポーツプログラム、成人を対象としたトレーニング方法や正しい器具の使い方を学ぶことができるトレーニング講習会など、各世代における体力づくり事業を実施していきます。

また、町民が自発的かつ積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するために、スポーツ団体等と連携しながら、誰もが参加できるスポーツイベントを実施していきます。

○総合型地域スポーツクラブを通じた生涯スポーツの日常化

総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者までの多世代が、様々な種目を、初心者からトップレベルまでそれぞれのレベルに合わせて参加できる、地域に根差したクラブという特徴があります。

その特徴を活かし、総合型地域スポーツクラブ「リンクススポーツ女川」と連携して事業を展開し、子供から高齢者まで幅広い世代が日常的にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進していきます。

○大会、合宿誘致等によるスポーツの機運醸成

スポーツを観て楽しむことで、スポーツへの興味・関心を高めスポーツ参画人口を拡大させることを目指し、様々なスポーツ大会、合宿の誘致活動を推進していきます。

また、町民がスポーツ観戦をしやすい環境をつくるため、スポーツ大会等の情報を積極的に発信していきます。



9 計画の推進に向けて

（1）計画の進行管理

本計画の推進のために実施する施策については、定期的な点検とその結果のフィードバック（P D C Aサイクル）による進行管理を毎年度行っていきます。

毎年度の点検については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条の規定に基づき実施する「女川町の教育行政評価」を活用します。

（2）関係各課、地域・企業等との連携

子育てや学校教育、生涯学習に関連した取組は、地域づくり、保健福祉、環境、産業など様々な分野を所管する他の課においても行われています。

生涯学習の視点から、より効果的で厚みのある取組を推進するため、関係課に対して学びを通した町づくりへの理解を深める働きかけをするとともに、相互の連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織横断的に展開していきます。

さらに、学校 P T A やすばらしいおながわを創る協議会をはじめ、地域団体等との連携・協力体制を強化していきます。また、子供が望ましい勤労観・職業観を育むためには、職場体験などの体験活動が効果的であることから、高校や大学、企業、N P O 等との連携・協力を図っていきます。

（3）情報の発信と収集

目指す教育の姿を実現するためには、教育関係者だけではなく、保護者や産業界、地域住民の理解と協力が不可欠です。そのためには、本計画と施策の内容や目標等に関して、広く理解を得ることが重要です。パンフレットの配布や町広報誌、町のホームページを通じての情報提供等により、積極的に周知を図り、町民に対する説明責任を果たしていきます。さらに、町民の意見やニーズ、教育に関する情報等を的確に把握し、迅速な対応に努めていきます。



女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）

発行年月 令和7年4月

編集発行 女川町 女川町教育委員会

住 所 〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電 話 0225-54-3133

電子メール kyoiku@town.onagawa.lg.jp